

※ 別紙 1 R3.4.1～

地域区分 5級地(京都市・大津市)1単位 10.7円

★訪問介護(通常時間帯／8:00～18:00の場合)特定事業所加算Ⅱ適用

			特定事業 所加算後 単位		1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額
身体介護	20分未満		184単位		197円	394円	591円
	30分未満		275単位		295円	589円	883円
	30分以上、1時間未満		436単位		467円	933円	1,400円
	1時間以上、1時間30分未満		637単位		682円	1,363円	2,045円
	(以降30分増すごとに84単位加算)		92単位		99円	197円	296円
生活援助	20分以上、45分未満		201単位		215円	430円	645円
	45分以上		248単位		266円	531円	796円
身体介護 + 生活援助	身体介護 + 生活援助						
	30分未満 (250単位)	20分以上(67単位)	349単位		374円	747円	1,121円
		45分以上(134単位)	422単位		452円	903円	1,355円
		70分以上(201単位)	496単位		531円	1,062円	1,593円
	30分以上 1時間未満 (396単位)	20分以上(67単位)	509単位		545円	1,090円	1,634円
		45分以上(134単位)	583単位		624円	1,248円	1,872円
		70分以上(201単位)	657単位		703円	1,406円	2,109円
	1時間以上 1時間30分未満 (579単位)	20分以上(67単位)	711単位		761円	1,522円	2,283円
		45分以上(134単位)	784単位		839円	1,678円	2,517円
		70分以上(201単位)	858単位		918円	1,836円	2,754円

★総合事業(第1号訪問事業) ※保険者(市町村)によりサービス名称、料金等が違います。

☆介護型ヘルプサービス(京都市)(月額報酬)

					1割負担額	2割負担額	3割負担額
介護型ヘルプサービス費(Ⅰ)	週1回程度利用	1,176単位			1,259円	2,517円	3,775円
介護型ヘルプサービス費(Ⅱ)	週2回程度利用	2,349単位			2,514円	5,027円	7,541円
介護型ヘルプサービス費(Ⅲ) ※要支援2のみ	週2回程度を超える利用	3,727単位			3,988円	7,976円	11,964円

☆介護型ヘルプサービス(京都市)(1回当り報酬) ※京都市限定です。

					1割負担額	2割負担額	3割負担額
介護型ヘルプサービス費(Ⅳ)	1～4回／月	268単位			287円	574円	861円
介護型ヘルプサービス費(Ⅴ)	5～8回／月	272単位			291円	582円	873円
介護型ヘルプサービス費(Ⅵ) ※要支援2のみ	9～12回／月	287単位			307円	614円	921円

☆介護予防訪問介護相当サービス(大津市)(1回当り報酬)

				1割負担額	2割負担額	3割負担額
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 週1回・月4回まで	268単位		287円	574円	861円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 週1回・月5回目	104単位		112円	223円	334円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 週2回・月8回まで	272単位		291円	582円	873円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 週2回・月9回目	105単位		113円	225円	337円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 週2回・月10回目	68単位		73円	146円	219円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 週2回超・月12回まで	287単位		307円	614円	921円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅶ)	事業対象者・要支援2 週2回超・月13回及び14回目	114単位		122円	244円	366円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅷ)	事業対象者・要支援2 週2回超・月15回目	55単位		59円	118円	177円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅸ)	事業対象者・要支援1・2 20分未満・月22回まで	167単位		179円	358円	536円

☆生活支援型ヘルプサービス(京都市)(月額報酬)※京都市限定サービスです。

				1割負担額	2割負担額	3割負担額
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅰ)	週1回程度利用	987単位		1,056円	2,112円	3,168円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅱ)	週2回程度利用	1,972単位		2,110円	4,220円	6,330円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅲ)※要支援2のみ	週2回程度を超える利用	3,129単位		3,348円	6,696円	10,044円

☆生活支援型ヘルプサービス(京都市)(1回当り報酬)※京都市限定サービスです。

				1割負担額	2割負担額	3割負担額
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅳ)	1～4回/月	225単位		241円	482円	723円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅴ)	5～8回/月	228単位		244円	488円	732円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅵ)※要支援2のみ	9～12回/月	241単位		258円	516円	774円

★加算項目

初回加算(200単位) 初回月に限り(※1)				1割負担額	2割負担額	3割負担額
新規に訪問介護計画(介護型ヘルプサービス計画(介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画)・生活支援型ヘルプサービス計画)を作成した利用者様に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護(介護型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)・生活支援型ヘルプサービス)を行う際に同行した場合にご負担いただきます。(※1 過去2ヶ月間利用がなく再利用される場合も加算)				214円	428円	642円
緊急時訪問介護加算(100単位) 1回につき				1割負担額	2割負担額	3割負担額
サービス計画に位置付けされていない身体介護を中心としたサービスを利用者様やそのご家族様等から要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認め 24時間以内に行った場合にご負担いただきます。(※1 介護型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)・生活支援型ヘルプサービスは対象外)				107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位)				1割負担額	2割負担額	3割負担額
(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーションを実施している事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設(許可病床数200床未満)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画(介護型ヘルプサービス計画(介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画)・生活支援型ヘルプサービス計画)を作成(変更)する場合にご負担いただきます。				107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅱ(200単位)				1割負担額	2割負担額	3割負担額
(介護予防)訪問リハビリテーション又は(介護予防)通所リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職又は通所リハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画(介護型ヘルプサービス計画(介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画)・生活支援型ヘルプサービス計画)を作成(変更)することへの評価です。(※1回/月 3ヶ月間)				214円	428円	642円

認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	
・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上		
・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、		
20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施		
・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催		
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日	
・認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施		
・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定		
2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定	所定単位数の100分の200に相当する単位数	
2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合		
①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合		
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合		
③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずると認められる場合		
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の100分の10に相当する単位数	
すべてのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者が指定訪問介護を行った場合、1回につき所定単位数に加算。		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算減算を加えて算定した単位数の13.7%	
介護職員の処遇改善の取り組みとして 介護報酬に込みこまれ介護職員処遇改善加算として算定します。基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算減算を加えて算定した単位数の6.3%	
主に、介護現場において責任のある職務を担う職員の処遇を改善するための原資となります。		
その他の費用	領収証明書発行費用	1,100円(10%税込金額)

- ◇利用者の負担割合は「負担割合証」に記載された割合となります。
- ◇保険給付対象外(限度額超過分)については、全額自己負担となります。
- ◇事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご利用者に交付します。
- ◇上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、「訪問介護計画」予防型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)計画「生活支援型ヘルプサービス計画」に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

※令和3年4月～令和3年9月までの措置として、利用総額単価の0.1%を新型コロナウイルスに対するかかり増し経費として算定させていただきます。

＜注:実際のサービス提供時間とは異なることがあります。＞

- ◇通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

時 間 帯		割 増 率
早 朝	6:00 ～ 8:00	25%
夜 間	18:00 ～ 22:00	25%
深 夜	22:00 ～ 6:00	50%

(2)交通費

- ◇外出同行等に要するヘルパーの交通費は、ご利用者の負担になります。
- ◇消費税等は発生しません。
- ◇サービス提供地域にお住まいの方は無料です。
- ◇それ以外の地域の方には別途実費を申し受ける場合があります。

① 事業所の実施区域を越えて、片道おおむね5km未満	250円
② ①の範囲を越え、更に超過距離5km未満ごとの追加額	250円

(3)キャンセル規定

- ◇下記の連絡期日までにご連絡いただいた場合には、キャンセル料は無料です。
- ◇それ以後にお申し出のあった場合及びお申し出のない場合については、キャンセル料金を申し受けます。
(介護予防型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)・生活支援型ヘルプサービスを除く)

★キャンセル料金は、予定されていたサービスを自費計算した額の半額です。

※10円未満の端数については、切捨てします。

利 用 日	連 絡 期 日
日曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日	前日の17:00まで
月曜日・祝日の次の日	前々日の17:00まで
ゴールデンウィークや年末年始等の連休明けの日	連休初日の前日の営業日の17:00まで